

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から同年9月まで

私は、昭和50年4月頃国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は3か月ごとに集金人に納付していた。申立期間前後の保険料が納付済みであるのに、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、特殊台帳の昭和51年度の摘要欄には申立人からの申出により発行されたと考えられる「納付書」の押印が有り、申立期間後の昭和51年10月から52年3月までの保険料を過年度納付していることを踏まえると、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から45年3月まで

父親が、昭和44年8月頃私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は母親が集金人に納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料に未納は無く、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃申立人の国民年金加入手続きが行われたものと推認でき、この時点で、申立期間の保険料は過年度納付が可能である。

さらに、申立期間後の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料を50年12月に特例納付していることが領収済通知書及び特殊台帳により確認でき、申立人の両親又は申立人の保険料納付意識の高さを踏まえると、申立期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額に係る記録を、19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間⑤の標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、7万2,000円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の6万1,000円とされているが、申立人は、申立期間⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間⑤の標準賞与額に係る記録を、7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月1日から同年9月1日まで
② 平成18年12月14日
③ 平成19年7月13日
④ 平成19年12月14日
⑤ 平成20年7月15日

申立期間について、給与及び賞与の支給額とオンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額を比べると、オンライン記録が低くなっているの
で、調査の上、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立人の申立期間①に係る賃金台帳により、
申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給
与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A株式会社から提出され
た賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、19万円とすることが
妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義
務の履行については、事業主が事務手続を誤ったことを認めており、その
結果、社会保険事務所（当時）は申立人の申立期間①に係る厚生年金保険
料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入
の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行してい
ないと認められる。

また、申立人の申立期間⑤については、上記賃金台帳により、申立人の
主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除
されていたことが認められる。

したがって、申立期間⑤に係る標準賞与額については、A株式会社から
提出された賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、7万2,000
円とすることが妥当である。

なお、申立期間⑤の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義
務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後
に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行ったことを認めてお
り、その結果、社会保険事務所は申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険
料（訂正前の標準報酬賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納
入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行して
いないと認められる。

一方、申立期間②、③及び④については、賃金台帳により、事業主が源
泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準賞与額は、オ
ンライン記録により確認できる標準賞与額より低額又は同額であることか
ら、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑥における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、申立期間②は21万円、申立期間③は27万3,000円、申立期間④は22万7,000円、申立期間⑤は28万6,000円及び申立期間⑥は22万7,000円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録とされているが、申立人は、申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は21万円、申立期間③は27万3,000円、申立期間④は22万7,000円、申立期間⑤は27万9,000円及び申立期間⑥は22万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで
② 平成 17 年 7 月 15 日
③ 平成 17 年 12 月 16 日

- ④ 平成 18 年 7 月 14 日
- ⑤ 平成 18 年 12 月 14 日
- ⑥ 平成 19 年 7 月 13 日

申立期間について、給与及び賞与の支給額とオンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額を比べると、オンライン記録が低くなっているの
で、調査の上、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、A株式会社から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料の控除額から、当該期間は 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

次に、申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、申立期間②は 21 万円、申立期間③は 27 万 3,000 円、申立期間④は 22 万 7,000 円、申立期間⑤は 27 万 9,000 円及び申立期間⑥は 22 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った報酬月額の届出を行ったことを認めており、また、申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間①に係る標準報酬月額並びに申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果、申立期間②は8万円、申立期間③は41万9,000円、申立期間④は35万円、申立期間⑤は45万円、申立期間⑥は36万円、申立期間⑦は47万3,000円、申立期間⑧は38万1,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録とされているが、申立人は、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は8万円、申立期間③は41万9,000円、申立期間④は35万円、申立期間⑤は43万9,000円、申立期間⑥は36万円、申立期間⑦は47万3,000円、申立期間⑧は38万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成17年5月1日から同年9月1日まで
② 平成17年7月15日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年7月14日
⑤ 平成18年12月14日
⑥ 平成19年7月13日
⑦ 平成19年12月14日
⑧ 平成20年7月15日

申立期間について、給与及び賞与の支給額とオンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額を比べると、オンライン記録が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、A株式会社から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料の控除額から、当該期間は22万円とすることが妥当である。

次に、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料の控除額から、申立期間②は8万円、申立期間③は41万9,000円、申立期間④は35万円、申立期間⑤は43万9,000円、申立期間⑥は36万円、申立期間⑦は47万3,000円、申立期間⑧は38万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った報酬月額の届出を行ったことを認めており、また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人の申立期間①に係る標準報酬月額並びに申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標

準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) について納入の告知を行なっており、おらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年6月まで

私は当時、母親の介護をしており、母親が障害年金をもらえなかったこともあり、訪問看護師に勧められ、昭和62年頃に区役所で国民年金に加入し、その際、遡って納付できる2年間の国民年金保険料を納付し、その後も毎月保険料を納付しており、途中からは口座振替の手続をした。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年頃に区役所で国民年金に加入し、遡って納付できる2年間の国民年金保険料を納付し、その後も毎月保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、平成2年9月又は同年10月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、このことはA市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人が平成2年度から登載されていることとも一致しており、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間に後続する昭和63年7月から平成2年3月までの21か月の国民年金保険料が納付済みであることから、上記の国民年金加入時点で納付可能な過年度期間である当該期間について遡及納付（合計16万5,300円）したものと推認できるものの、申立期間は既に時効であつ

たことから保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から平成元年 3 月まで
両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、当時の住所地である A 県内及び B 県内全てについて、「C (漢字)」及び「D (カナ)」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の両親は、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から4年1月まで
平成6年3月頃、A市B区役所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、同年3月11日に一括で納付し、窓口で完納の確約をもらった。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年3月頃、A市B区役所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、同年3月11日に一括で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により平成6年2月頃に払い出されていることが確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人は、直後の同年3月11日に、時効とならず遡及可能な4年2月から5年3月までの保険料を一括で過年度納付していることがオンライン記録において確認できるものの、この過年度納付した時点では、申立期間は既に時効であったことから、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から平成8年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から平成8年12月まで

昭和51年3月に会社を退職してすぐ、父親が、A市B区役所で国民健康保険等の手続を行い、同時に国民年金の加入手続もしたと思う。国民年金保険料の納付は、父親が、郵送で届いた納付書により、納付書ごとに毎回又は数回分を銀行等の窓口で払い込んだと思う。確定申告書（控え）の写しが有るので保険料納付の資料として提出する。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年3月に会社を退職した後、申立人の父親がA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しており、保険料納付の資料として確定申告書（控え）の写しを提出している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりC県内全てについて、「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索したが、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人に係る国民年金の記録は平成11年7月12日付けで付番された基礎年金番号により管理されていることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、このことは、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リ

ストにおいて、申立人が平成10年度以前は登載されていないこととも符合しており、この加入手続の時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、昭和54年から60年まで及び平成3年から8年までの確定申告書（控え）の写しを提出しているが、上述のとおり、申立人が国民年金に加入したのは平成11年であることから、申立人が所持する確定申告書（控え）は、申立人の保険料納付を裏付けるものではなく、記載されている国民年金保険料年額は、当該期間について納付済みの記録が確認できる申立人の両親又は申立人の妻のものと考えられる。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 62 年 3 月までの期間、63 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間及び 4 年 7 月から 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 11 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月まで
③ 平成 4 年 7 月から 6 年 3 月まで

20 歳になった昭和 58 年*月頃、勤めていた職場の親方の勧めもあり、母親に国民年金の加入手続を依頼し、初めの頃は、母親が取引銀行の行員を通じて国民年金保険料を納付してくれていた。また、途中からは口座振替により納付していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 58 年*月頃、申立人の母親が国民年金加入手続を行い、当初は申立人の母親が、途中からは口座振替により、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により昭和 61 年 5 月頃に払い出されていることが確認できることから、この頃国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには現年度納付、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは遡って納付したとの主張も無い。

また、申立期間①のうち、昭和 58 年*月から 61 年 3 月までについて、申立人は、A 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記

録している国民年金収滞納リストに登載されておらず、同市では被保険者として管理していなかったものと推認でき、当該期間の保険料を現年度納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで、申立期間②及び③について、A 市の国民年金収滞納リストでは現年度納付がなされた形跡は認められず、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

なお、申立人が、口座振替による国民年金保険料の納付を開始しているのは平成 6 年 4 月からであることが A 市の国民年金収滞納リストにより確認できる。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から9年3月まで

平成11年頃、母親が私の未納となっていた国民年金保険料について、10年分を遡ってA市役所で納付してくれた。母親は亡くなったが、姉についても遡って10年分納付したと言っていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を10年分遡って納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により平成8年8月頃に払い出されていることが確認できることから、この頃申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認され、国民年金に加入した時点では、申立期間のうち大半については2年を超えており既に時効により保険料を納付できない。

また、申立人が国民年金に加入した時点で申立期間の一部の国民年金保険料は現年度納付及び過年度納付が可能であるが、現年度保険料の納付状況を記録しているA市の被保険者名簿には納付された記録は見当たらない上、当時、過年度保険料はコンピュータにより作成された納付書により納付することとなり、納付書は光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間の納付記録が全て漏れたとは考え難い。

なお、申立人について、平成11年5月及び12月に時効とならない納付可能な申立期間直後の9年4月から12年3月までの国民年金保険料を申

立人の姉と同時に過年度納付及び現年度納付されていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成2年5月及び3年4月から4年3月までの期間は厚生年金保険の被保険者であり、申立期間の国民年金保険料を納付していた場合、保険料は還付されることとなるが、オンライン記録では、当該期間の保険料が還付された記録は見当たらない。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から平成 4 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から平成 4 年 2 月まで

私は会社を退職後、家業を手伝っていたが、婚姻した後の 27 歳頃、両親は、国民年金の集金に来ていた A 市 B 区役所の職員に「息子も結婚したので年金に入らせてください。」と頼み、国民年金の加入手続きを行い、長男である私だけ国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した後の 27 歳頃に、申立人の両親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより C 県内、D 県内及び E 県内全てについて、「F (漢字)」及び「G (カナ)」で検索したが、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の昭和 42 年 6 月 28 日付けの国民年金被保険者資格の取得及び平成 4 年 3 月 24 日付けの同被保険者資格の喪失の記録は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失し、11 年 12 月 4 日付けで国民年金保険料が申請免除となったことに伴い、いずれも同年 12 月 10 日付けで追加されたものであることがオンライン記録により確認できることから、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、被保険者資格が追加された時点

では、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成元年 5 月まで

私は、A職人として独立するため昭和 63 年 10 月に会社を退職し、独立後の生計のことを考えてB市C区役所で国民年金の加入手続を行い、D社会保険事務所（当時）の納付書で国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の昭和 63 年 10 月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、昭和 63 年 10 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金に再加入する必要があるが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には 57 年 1 月に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金被保険者資格を喪失して以降、申立期間について同資格を再取得した記録は見当たらず、これはB市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リスト及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号

番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで
② 昭和 62 年 10 月 1 日から平成 2 年 10 月 1 日まで

看護師として勤務していた昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月にかけての標準報酬月額が前年 26 万円から 18 万円に減額されているが、正職員として勤務し昇給も行われていた。同年 10 月から平成 2 年 9 月までの 3 年間の標準報酬月額は 32 万円のままであるが、毎年昇給があり納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A病院に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月まで 18 万円となっており、60 年 9 月までの標準報酬月額の記録よりも著しく低額であると主張している。

しかし、A病院は申立期間①当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人も給与明細書を保管していないため、申立期間①の標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間①時にA病院に勤務していた経理責任者に照会しても、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料額を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立期間①当時、標準報酬月額の定時決定は、5月から7月ま

での3か月間に支払われた報酬月額を標準報酬月額等級表に当てはめて決定されていたところであるが、A病院の人事記録によれば、申立人は昭和61年4月24日から同年5月5日まで及び同年5月28日から同年6月30日までの期間に休職していたことが確認できることから、標準報酬月額が低く算定されていることも考えられる。

申立期間②について、申立人は昭和62年10月から平成2年9月までの標準報酬月額が継続して同額になっており、毎年昇給していたことから考えられないと主張している。

しかし、A病院に申立期間当時の賃金台帳等は保管されていない上、申立人も給与明細書を保管していないため、申立期間②の期間に申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料額を確認することができない。

また、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる複数の同僚に照会したものの、申立期間の給与の支給状況について具体的な供述を得ることはできない。

さらに、申立期間②における申立人の標準報酬月額の記録は、B県病院年金基金の記録と一致している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から 46 年 9 月 21 日まで
A株式会社B工場の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したが、C株式会社(現在は、株式会社D)の被保険者期間については、受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B工場の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給したが、C株式会社の被保険者期間については受給していないと主張している。

しかしながら、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書では、A株式会社B工場の厚生年金保険被保険者期間とともに、C株式会社の被保険者期間についても併せて脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書には、「最後に厚生年金をやめた日」として昭和46年9月20日と記載され、「受付 46.12.6」の押印が有るとともに、申立人の署名及び押印が確認できる上、脱退手当金は、当該両事業所を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは見当らず、厚生年金保険被保険者資格喪失日から比較的短期間である約5か月後の47年2月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかかえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。